一　株式交換等（預金保険法（以下「法」という。）第百二十六条の二十五第一項に規定する株式交換等をいう。以下同じ。）により発行金融機関等（同項に規定する発行金融機関等をいう。）の株式交換完全親株式会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百六十八条第一項第一号に規定する株式交換完全親株式会社をいう。）又は株式移転設立完全親会社（同法第七百七十三条第一項第一号に規定する株式移転設立完全親会社をいう。）となる会社が金融機関等（法第百二十六条の二第二項に規定する金融機関等をいい、新たに設立されるものを含む。）又は特定持株会社等（法第百二十六条の二十八第一項に規定する特定持株会社等をいい、新たに設立されるものを含む。）であること。

二　株式交換等により預金保険機構（以下「機構」という。）が割当てを受ける取得特定優先株式等（法第百二十六条の三十一、第百二十六条の三十二第四項、第百二十六条の三十八第七項及び附則第十五条の四の二第七項において読み替えて準用する法第六十四条の二第六項に規定する取得特定優先株式等をいう。以下同じ。）となる株式の種類が当該株式交換等の前において機構が保有する取得特定優先株式等である株式の種類と同一のものと認められること。

三　株式交換等により機構が保有する取得特定優先株式等である株式の処分をすることが困難になると認められる場合でないこと。

○金融庁、財務省告示第六号

預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第百二十六条の三十八第二項第四号及び第百三十九条第一項の規定に基づき、特定承継金融機関等の株式の他の金融機関等又は特定持株会社等による取得で当該特定承継金融機関等の業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要な事項として金融庁長官及び財務大臣が定めるものを次のように定め、金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四十五号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年三月六日）から適用する。

平成二十六年三月五日

金融庁長官　畑中龍太郎
財務大臣　麻生　太郎

一　特定承継金融機関等（預金保険法第百二十六条の三十四第三項第五号に規定する特定承継金融機関等をいう。次号において同じ。）の経営体制の整備

二　特定承継金融機関等の経営計画の策定

○金融庁、財務省告示第七号

預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第百二十九条第二項及び第百三十九条第一項の規定に基づき、預金保険機構が資産の買取りの決定を行うための基準を次のように定め、金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四十五号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年三月六日）から適用し、預金保険機構が資産の買取りの決定を行うための基準を定める件（平成十三年金融庁財務省告示第二号）は、同日をもって廃止する。

平成二十六年三月五日

金融庁長官　畑中龍太郎
財務大臣　麻生　太郎

第一条　預金保険機構は、協定承継銀行（預金保険法（以下「法」という。）第九十七条第一項第一号に規定する協定承継銀行をいう。）、特別危機管理銀行（法第百十一条第二項に規定する特別危機管理銀行をいう。）又は協定特定承継金融機関等（法第百二十六条の三十七において読み替えて準用する法第九十七条第一項第一号に規定する協定特定承継金融機関等をいう。）から法第百二十九条第一項に規定する資産の買取りに係る申込みがあった場合において、当該申込みに係る資産が次のいずれかに該当するときは、同条第三項に規定する決定を行うことができるものとする。

一　法第九十三条第三項に規定する基準に照らして保有する資産として適当でないと認められる資産

二　その買取りが行われることが法第九十六条第一項（法第百二十六条の三十七において準用する場合を含む。）に規定する経営管理の終了又は法第百二十条第一項に規定する第三号措置の終了のために必要と認められる資産

第二条　預金保険機構は、特別監視金融機関等（法第百二十六条の三第二項に規定する特別監視金融機関等をいう。）から法第百二十九条第一項に規定する資産の買取りに係る申込みがあった場合において、当該申込みに係る資産がその買取りが行われることが当該特別監視金融機関等の資産及び負債の秩序ある処理を円滑に実施するために必要があると認められる資産に該当するときは、同条第三項に規定する決定を行うことができるものとする。

○金融庁、財務省告示第八号

預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第百三十九条第一項及び附則第十五条の四第二項第五号の規定に基づき、新設分割設立銀行の株式の他の金融機関又は銀行持株会社等による取得で当該新設分割設立銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要な事項として金融庁長官及び財務大臣が定めるものを次のように定め、金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四十五号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年三月六日）から適用する。

平成二十六年三月五日

金融庁長官　畑中龍太郎
財務大臣　麻生　太郎

一　新設分割設立銀行（預金保険法附則第十五条の三第一項第二号に規定する新設分割設立銀行をいう。次号において同じ。）の経営体制の整備

二　新設分割設立銀行の経営計画の策定

○金融庁、財務省告示第九号

預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第百三十九条第一項及び附則第十五条の四の二第二項第五号の規定に基づき、新設分割設立金融機関等の株式の他の金融機関等又は特定持株会社等による取得で当該新設分割設立金融機関等の業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要な事項として金融庁長官及び財務大臣が定めるものを次のように定め、金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四十五号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年三月六日）から適用する。

平成二十六年三月五日

金融庁長官　畑中龍太郎
財務大臣　麻生　太郎

一　新設分割設立金融機関等（預金保険法附則第十五条の三第一項第二号に規定する新設分割設立金融機関等をいう。次号において同じ。）の経営体制の整備

二　新設分割設立金融機関等の経営計画の策定

○金融庁、財務省、厚生労働省、経済産業省告示第一号

預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第六十四条の二第二項及び第百三十九条第一項の規定に基づき、優先株式等の引受けに係る資金援助に関し、合併等の円滑な実施のために必要な範囲を超えないこと等に関する基準を次のように定め、金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四十五号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年三月六日）から適用し、優先株式等の引受けに係る資金援助に関し、合併等の円滑な実施のために必要な範囲を超えないこと等に関する基準を定める件（平成十三年金融庁、財務省告示第一号）は、同日をもって廃止する。

平成二十六年三月五日

金融庁長官　畑中龍太郎
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　田村　憲久
経済産業大臣　茂木　敏充

一　優先株式等の引受け等（預金保険法（以下「法」という。）第二条第八項に規定する優先株式等の引受け等をいう。次号において同じ。）により救済金融機関（法第五十九条第一項に規定する救済金融機関をいう。）又は救済銀行持株会社等（同項に規定する救済銀行持株会社等をいう。）が払込みを受ける額及び借り入れる額の合計額が、合併等（同条第二項に規定する合併等をいう。）を行った後の当該救済金融機関又は救済銀行持株会社等の自己資本比率（銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十二年総理府大蔵省令第三十九号）第一条第七項、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十二年総理府大蔵省令第四十号）第一条第六項、信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十二年総理府大蔵省令第四十一号）第三条第六項、協同組合による金融事業に関す